

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和 8 年 7 月 15 日 函館地方法務局江差支局 登記官 加藤繁之
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 1－2 0 2 4－0 0 4 1 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
檜山郡上ノ国町字扇石 6 4 9 番

- 1 手続番号 第 4 4 0 1－2 0 2 6－0 0 2 6 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
爾志郡乙部町字豊浜 4 3 9 番